社会保障における企業の役割と事業主負担
――国際比較の視点から

伊藤　善典
（埼玉県立大学名誉教授）

本稿では，福祉レジーム論の枠組みの下，諸外国の動向を踏まえ，日本の社会保障制度における企業の役割とその変化の方向を検討したうえ，事業主負担の将来を展望した。日本では，企業が温情主義的な観点から福利厚生を開始し，その後，それを取り込む形で社会保障制度が整備されてきた。日本型福祉社会論により保守主義・家族主義と自由主義の融合が図られる中，社会保険と企業福祉の一体化が進み，男性稼ぎ手・女性専業主婦モデルを前提とする日本的雇用慣行が強化された。しかし，バブル崩壊後，企業福祉は後退し，企業福祉と密接な関係にある家族福祉についても，その限界が明らかになっている。しかし，日本の福祉レジームの今後の方向性は定まっていない。現在，日本は，先進国の中で最も社会保険の仕組みを活用している国であり，企業は労使折半により保険料を負担している。諸外国では，国際競争に配慮し，事業主負担の増加を避ける傾向にあるが，日本では事業主負担は増加しつつある。近年，社会保障給付が増加する一方，増税が難しいことから，社会保険料が活用される傾向が見られ，財源の負担者としての企業に対する期待はますます高まっている。企業の役割は，企業福祉から事業主負担の担い手へと変化した。そして，事業主負担は，労働者のための福利厚生というより，企業に対する負担の義務付けに変質しており，厳しい財政状況の下，引き続き増加していくことが予想される。

目　次

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　日本における企業の役割と事業主負担
Ⅲ　福祉レジームの視点から見た事業主負担の国際比較
Ⅳ　事業主負担の展望
Ⅴ　おわりに

Ⅰ　はじめに

日本では，明治期から近年に至るまで，企業が法令によらず独自に提供する福利厚生（以下単に「福利厚生」という）が労働者の福祉に大きな役割を果たしてきた。他方，社会保障制度は福利厚生に遅れて整備が始まった。1922 年に日本初の社会保険である健康保険法が制定され，戦時中には労働者年金法や厚生年金保険法が整備された。企業は，福利厚生を通じ，社会保障制度の整備が十分になされるまでの間，その不十分さを補う役割を果たしてきたと言える。

社会保障における企業の役割は，一般的には，社会保険制度の運営への関与と財源の負担である。日本では，歴史的に見れば，福利厚生が次第に社会保険に取って代わられるようになったという経緯があるため，企業やその集団が社会保険制度の運営に関与することがある。健康保険法でも，企業が保険者として健康保険組合を設立し，保険料を負担することとされている。しかし，これは例外であって，社会保険の多くは政府が保険者となっているため，使用者団体の代表が制度運営に参画することはあっても，個々の企業が直接

運営を行うわけではない。企業の主たる業務は，制度の被保険者への周知，保険料の源泉徴収などの社会保険事務である。他方，企業は全ての社会保険において，法定福利厚生費として保険料（事業主負担）を拠出しているが，社会保障給付費の増加に伴い，その負担は増加しつつある。諸外国では，企業の国際競争力に対する配慮から事業主負担の増加を避ける傾向があるが，日本では異なる状況が見られる。労働者の生活保障や社会保障における企業の役割は時代とともに変化してきたが，近年，少子高齢化が進行し，財政制約が強まる中で，企業には何が期待されているのであろうか。

本稿は，以上のような問題意識を踏まえ，国際的な視点から，日本の社会保障制度における企業の役割とその変化の方向を検討し，特に事業主負担の将来を展望することを目的とする。具体的には，福祉レジーム論の枠組みの下，国際比較を行うことにより，日本の社会保障制度の特徴と変化，企業に求められる役割の変化等を明らかにしたうえ，少子高齢化が進み，社会保障財源の確保が必要とされる中での事業主負担の方向性を考察する。国際比較に当たり，福祉レジームを考慮するのは，レジームによって企業の役割や社会保障制度のあり様が異なるためである。

本稿では，Ⅰでまず，日本の社会保障における企業の役割について，歴史的経緯，事業主負担の意義や根拠を確認する。Ⅱで，各国の社会保障制度のあり方や事業主負担の動向について国際比較を行い，日本の立ち位置を明らかにする。Ⅲでは，それらを踏まえ，事業主負担の将来を展望する。

Ⅱ　日本における企業の役割と事業主負担

日本における福利厚生は，社会保障制度が整備されていない中で，企業が温情主義的な観点から労働者の生活を支援する目的で始まった。大正期以降，終身雇用制が確立し，企業別の労働組合が形成されたことが福利厚生の流れを強めたとされる（能塚 1994）。そして，戦後から高度成長期にかけて大企業を中心に福利厚生が定着し，1980年代には企業福祉と呼ばれるようになった。他方，社会保障制度は福利厚生の一部を取り込む形で整備されていくが，例えば，健康保険制度については，企業内の共済組合が先に存在しており，それが基盤となった（西村 1990）。

日本が福祉国家になった時期については諸説あるが，戦後，生存権に基づき社会保障制度が体系的に整備された後，福祉元年（1973 年）にその給付水準が大幅に高められた頃に概ね完成に至ったと考えられる。しかし，それと同時に石油危機が起こり，日本経済は低成長に移行した。1980 年代には，新自由主義が世界を席捲し，従来の福祉国家のあり方を否定した。ただし，当時の自民党政権は，英米と異なり，単に小さな政府を目指すのでなく，家族主義の伝統と日本的経営への信頼を背景とした「日本型福祉社会論」を提唱し，家族福祉と企業福祉への期待が強調された。

日本は福祉国家になったとはいえ，近年に至るまで社会保障の不十分さを家族と企業が補う状況が続いてきた。企業は，日本的雇用慣行と相まって男性稼ぎ手・女性専業主婦モデルを完成させ，男女の固定的役割分担意識が定着した。企業は男性正規労働者の長期雇用と福利厚生（住宅融資等）の充実を通じて家族の生活を支援した。男性は会社に滅私奉公する一方，女性は専業主婦になるか短時間労働に従事し，家族的責任を担うことになった。福利厚生は，労働の対償ではなく，事業主による恩恵的な給付である。今では男女雇用機会均等や同一労働同一賃金の観点から規制がなされているものの，以前は男性正規労働者中心に提供され，女性が多い非正規労働者は対象とされていなかった。

しかし，バブル崩壊後には，日本的雇用慣行が衰退し，家族福祉と結びついた企業福祉は縮小した。法定外福利厚生費は減少を続ける一方，社会保障給付費の増加に伴い，法定福利厚生費（事業主負担）は増加を続けている（図 1 参照）。当然ながら，給付の規模が大きい年金や医療の負担が大きい。近年では，介護や子育て支援関係の負担も生じている。企業の役割は，企業福祉から社会保障財源の担い手へと変化してきたと言える。

社会保障の財政方式には，社会保険方式と税方

図１　日本における事業主負担の推移

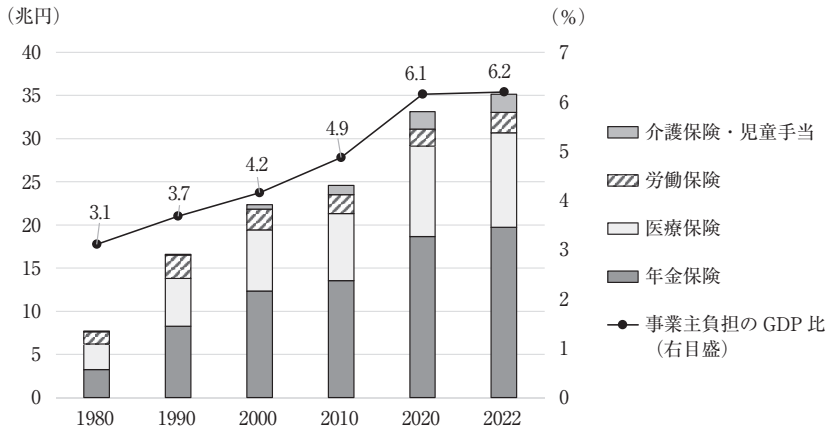

出所：国民経済計算により筆者作成。

式がある。社会保険方式は，保険料を納付しなければ給付を受けられない仕組みであり，税方式は，居住関係を基盤として，保険料など特別な負担を行うことなく，給付がなされる仕組みである。日本では，社会保障制度の大半が社会保険方式で運営されている。社会保険では，民間保険と異なり，保険原理と扶助原理が混在する。その財源は，給付・反対給付（保険料納付）の関係が明確な保険料が中心となるものの，日本では，分立する制度間の保険料格差の是正等の観点から多額の公費（税財源）が投入されている。被用者を対象とする社会保険の保険料は被保険者負担と事業主負担からなり，その割合は国によってさまざまであるが，日本では労使折半が原則である。また，日本には，給付・反対給付の関係にはないものの，後期高齢者医療支援金（労使折半），子ども・子育て拠出金（事業主負担のみ）など，社会保障のために企業が拠出する負担金もある。

事業主負担の根拠については，さまざまな考え方がある（堀 1994；台 2007；島崎 2009）。労災保険や失業保険の場合，事故発生の責任が事業主にあるためである（原因者負担説）。医療保険は病気になった労働者の職場復帰を早める，年金保険は高齢者の退職を促進するという効果を持ち，事業主は利益を受ける（受益者負担説）。また，社会保険制度は福利厚生として始まったという経緯の存在も指摘される（経緯説）。実際のところ，制度立案の際，財源を負担する関係者の説得に当たっては，経緯や前例が大きく影響する。なお，事業主負担は人件費の一部ではあるものの，賃金ではない。経済学では，事業主負担が賃金に転嫁される可能性を根拠に実際には労働者が負担していると説明する場合があるが，法的には，転嫁の有無にかかわらず，事業主に負担の義務を課しており，賃金とは明確に異なる。

それでは，日本で社会保険料が労使折半とされている根拠は何であろうか。日本最初の社会保険である健康保険法は労使折半であり，他の社会保険もこれに倣って立案されてきた。島崎（2009）は，労使折半とされた理由について，国際的趨勢に倣ったことに加え，健康保険組合における表決権の労使対等原則を重視していたと考えるべきとする。ただし，現在，健康保険組合以外の社会保険では，企業単位で運営される仕組みにはなっていない。また，後述のとおり，諸外国では労使の負担割合はさまざまであり，労使折半が国際標準というわけではない。例えば，図２のとおり，欧州の年金制度では，ドイツなどを除き，事業主負担の割合が大きい。

Ⅲ　福祉レジームの視点から見た事業主負担の国際比較

１　福祉レジームと社会保障制度・事業主負担

エスピン－アンデルセン（2000, 2001）は，脱

図２　老齢・遺族年金の保険料率（2022 年）

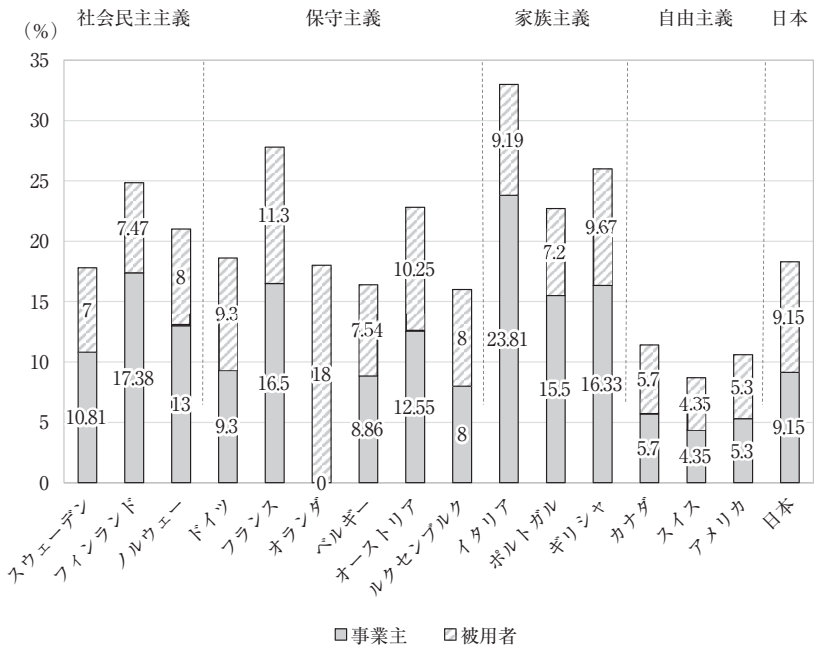

注：税方式の国，年金以外を含む包括的な社会保険である国等を除いている。
出所：OECD Pensions at a Glance 2023 により筆者作成。

商品化（労働市場に依存することなく生活の維持を可能にする政策），社会的階層化（職業に応じて制度を分立する政策），脱家族化（家族への個人の依存を軽減する政策）という３つの指標により福祉レジーム（福祉が生産され，それが国家，市場，家族の間に配分される総合的なあり方）を検討し，最終的に社会民主主義，保守主義，自由主義の３つの類型を提示した。保守主義的福祉レジームのうち南欧諸国など特に家族主義が強い国については，家族主義的福祉レジームとして別の類型とすべきとの議論もある（例えば，新川 2011a）。本稿では，日本の福祉レジームの特徴の１つが強い家族主義であること，社会保障制度のあり方が若干異なること等を考慮し，４つに類型化した。なお，エスピン－アンデルセンの福祉レジーム論は1990 年代までの状況に基づくものである。その後，政策の方向が変化した国もあるが，他の類型への転換（レジームシフト）が生じるほどの変化はないと考えられる。

表１は，福祉レジームごとに，租税・社会保険料負担の GDP 比（以下「国民負担率」という）とその構成を見たものである。福祉レジームを国民負担率が高い順に並べると，社会民主主義（北欧），保守主義（西・中欧），家族主義（南欧），自由主義（アングロサクソン諸国等）となる。社会保険料負担が大きいのは保守主義や家族主義であり，租税負担が大きいのは社会民主主義である。その背景には，各福祉レジームにおける社会保障制度の財政方式や給付水準の違いがある。保守主義では，医療や介護を含め，社会保険方式の活用範囲が広い。社会民主主義，家族主義，自由主義では，医療や介護は税方式で運営されており，その分，社会保険料負担は小さい。なお，社会保険料負担が大きい保守主義・家族主義の中でも特に事業主負担が大きいのは，フランス，スペイン，イタリア，ベルギー，ドイツである。

以下，福祉レジームごとに，代表国を例として採り上げつつ，社会保障制度と事業主負担の特徴を見ていく。

①　社会民主主義的福祉レジーム

北欧諸国では，積極的労働市場政策と普遍主義的に整備された社会保障制度によって脱商品化と脱家族化を進め，女性のフルタイム労働を支援している。政策決定は，ネオ・コーポラティズム

表 1　国民負担（租税・社会保険料）の GDP 比と社会保障制度の財政方式

レジーム	国	国民負担の GDP 比（%）	社会保険料の GDP 比（%）			租税の GDP 比（%）	社会保障制度の財政方式			
			被用者負担	事業主負担	社会保険料計		年金	医療	労働	介護障害福祉
社会民主主義	デンマーク	47.4	0.0	0.0	0.0	47.4	税	税	社会保険	税
	フィンランド	43.2	3.6	7.5	12.0	31.1	社会保険	税	社会保険	税
	スウェーデン	42.7	2.5	2.6	5.2	37.5	社会保険	税	社会保険	税
	平均	44.4	2.0	3.4	5.7	38.7				
保守主義	フランス	45.2	3.3	10.1	14.5	30.7	社会保険	社会保険	社会保険	税
	オーストリア	43.3	4.9	6.2	13.0	30.3	社会保険	社会保険	社会保険	税
	ベルギー	42.5	3.9	7.8	13.0	29.6	社会保険	社会保険	社会保険	税
	ドイツ	39.3	6.3	7.0	14.8	24.5	社会保険	社会保険	社会保険	社会保険
	オランダ	39.2	4.8	5.2	12.9	26.2	社会保険	社会保険	社会保険	社会保険・税
	ルクセンブルク	38.4	4.6	4.3	10.3	28.1	社会保険	社会保険	社会保険	税
	平均	41.3	4.6	6.8	13.1	28.2				
家族主義	イタリア	42.4	2.5	8.8	13.2	29.2	社会保険	税	社会保険	税
	ギリシャ	39.4	6.7	6.2	12.9	26.5	社会保険	税	社会保険	税
	スペイン	37.8	1.9	9.6	13.1	24.7	社会保険	税	社会保険	税
	ポルトガル	35.3	3.2	6.2	9.4	25.9	社会保険	税	社会保険	税
	平均	38.7	3.6	7.7	12.2	26.6				
自由主義	ニュージーランド	34.6	0.0	0.0	0.0	34.6	税	税	社会保険	税
	イギリス	34.4	2.6	4.0	6.8	27.6	社会保険	税	社会保険	税
	カナダ	33.9	1.5	1.5	3.2	30.7	社会保険	税	社会保険	税
	オーストラリア	29.5	0.0	0.0	0.0	29.5	税	税	社会保険	税
	スイス	28.5	3.3	3.2	6.9	21.6	社会保険	民間保険	社会保険	税
	アメリカ	26.5	2.8	3.0	6.1	20.4	社会保険	民間保険	社会保険	税
	アイルランド	20.7	0.6	2.0	2.8	17.9	社会保険	税	社会保険	税
	平均	29.7	2.0	2.3	4.6	25.1				
日本		34.1	5.9	6.2	13.4	20.7	社会保険	社会保険	社会保険	社会保険・税

注：データは 2021 年。「社会保険料計」は自営業者等の保険料を含む。「民間保険」は民間保険への加入義務付け。
出所：OECD Revenue Statistics 等により筆者作成。

（政策決定の交渉に労使の全国団体が参加するシステム）により行われてきたが，個々の企業が社会保障制度の運営に関与するわけではない。他の福祉レジームと比べ，国民負担率は大きい。医療が税方式で提供されるため，保守主義・家族主義と比べると，租税負担は大きいが，社会保険料負担，事業主負担は小さい。

デンマークの社会保険料負担の GDP 比はほぼゼロであるが，これは年金も税方式で運営されているためである。スウェーデンの年金保険，疾病保険，育児休業保険等の財源は保険料である。年金保険料は，以前は労使折半であったが，被保険者の保険料率は上昇しないよう固定され，かつ，税額控除の対象にもなるため，事実上，事業主のみが保険料を負担している（湯元・佐藤 2010）。他方，両国では，失業保険は労働組合が失業金庫を管理運営し，財源は組合員の保険料と国庫負担で賄われており，事業主負担はない。

② 保守主義的福祉レジーム

大陸欧州諸国に見られる保守主義は，脱商品化とコーポラティズム（協調主義）による社会的階層化を特徴とする。社会保険は，ギルド（商業者同業組合）などから発展した共済組合や友愛組合に対し，国が強制力を与えることによって成立した。その原理は，職業的地位に基づく連帯，強制加入と排他的メンバーシップ，相互扶助，自主管理等である。このような性格は，家族に近く，家族ニーズをよりよく充足できた（エスピン－アンデルセン 2001）。保守主義では，社会保険が社会保障制度の中心に置かれ，年金等の給付水準は高

い。国民負担率は，社会民主主義に次いで大きい。医療が社会保険方式であるため社会保険料負担は重く，また，事業主負担も大きい。ただし，社会保険制度の運営に個々の企業が関与しているわけではない。

ドイツの福利厚生は，国の制度や企業横断的な労働協約を補完し，労働者の生活上のリスクに対応するため，企業やその集団が設立した共済金庫等の自治組織により行われてきた。これらの福利厚生は，19 世紀末のいわゆるビスマルク社会保険 3 部作により国に引き継がれ，企業の取組みは縮小した（柳屋 2008）。ドイツでは，職域に応じた社会保険制度が社会保障の中心を占め，介護（若年障害者も対象）に至るまで社会保険の対象となる。ただし，公的医療保険・介護保険は皆保険でなく，高所得者等は民間保険への加入も選択できる。社会保険では保険原理が重視され，財源のほとんどは労使折半の保険料である。保険者自治の考え方が強く，国の干渉を排除する観点から，国庫負担は最小限に抑えられてきた（島崎 2011）。医療保険では多数の疾病金庫（保険者）が存在し，労使折半の保険料で労使代表が自主的に運営する。一般年金保険，失業保険，介護保険の財源も労使折半の保険料である（図 2 参照）。

フランスの社会保障制度も社会保険中心である。相互扶助組合などを背景として構築され，多数の制度に分立している。運営は，相互扶助組合の伝統を引き継ぎ，労使の自主管理により行われる（藤井 1999）。事業主負担は重い。戦前まで労使折半であったが，労働者側の政治力の増大を背景に事業主負担が引き上げられた（岡 1999）。老齢年金の保険料率は，被用者 11.3％に対し事業主 16.5％である（図 2 参照）。医療保険は商工業被用者，国家公務員など職域ごとに分立し，労使代表が管理する疾病金庫によって運営される。財源については，後述の租税代替化により被用者の保険料が廃止されたため，事業主負担と国庫負担のみになった。家族政策は充実しているが，その事業を担う全国家族手当金庫の財源は事業主負担と国庫負担である。

③　家族主義的福祉レジーム

大陸欧州諸国の中でも特に家族主義が強い南欧諸国は，家族主義的福祉レジームとする。家族主義的福祉レジームとは，最大の福祉義務を家族に割り当てる体制である（エスピン－アンデルセン 2000）。家族主義では，育児や介護の責任は，家族，特に女性が負うものとされ，公的な保育・介護サービスの整備は遅れている。医療については，保守主義とは異なり，1970 年代以降，社会主義勢力が台頭したため，普遍的な税方式の国民保健サービスに移行していった（Ferrera 1996）。しかし，年金が充実しているため社会保険料負担は大きく，事業主負担は重い（図 2 参照）。

イタリアの社会保障制度も，職業上の地位に基づき構築されている。労使代表が参加して運営される職業別の寛大な年金制度が存在するが，介護・保育サービスは整備されていない。労働市場は二極化しており，厳しい解雇規制によりインサイダーである正規労働者の手厚い保護が行われ，正規労働者がその家族の生活を支える家族主義的な構造が形成された（Ferrera 1996）。

④　自由主義的福祉レジーム

アングロサクソン諸国等では，社会保障給付が小さく，脱商品化の程度は低い。他のレジームと比べ，社会保険料負担，事業主負担とも小さい。社会保険については，給付と負担が低い水準に抑えられ，両者の間に適切な関係がある限り，資本主義の原理と調和すると考えられている。ただし，保守主義と異なり，連帯の理念に基づくわけではない。自由主義は，個人の自由を束縛するコーポラティズムなどの保守主義の残滓を一掃することを目標としており（エスピン－アンデルセン 2001），税であれ社会保険であれ，普遍的制度が好まれる。医療は，一部の国を除き，税方式で提供され，ニュージーランドやオーストラリアでは年金も税方式である。各国とも公的年金の水準は低いが，企業年金等の私的年金が発達している。

イギリスでは，ベヴァリッジ報告に基づき，資力調査を伴う公的扶助ではなく，普遍主義的制度により最低生活を保障する観点から，税方式である国民保健サービスとともに社会保険である国民保険が整備された。国民保険は，老齢，遺族，障害，疾病，失業，労働災害などの保険事故全てを網羅し，居住者全員に適用される。居住者は国民

保険料を払う義務があり，被用者の保険料は労使折半である。国庫負担はない。国民保険における企業の役割は保険料負担のみであるが，企業年金の実施が義務付けられている。

アメリカの社会保障制度は，自由主義の中でも独特である。現役世代向けの公的医療保険はない。強制加入の保険制度は国民の自由を侵害するという意識が強いが，企業単位での福祉制度であれば，社会主義に染まらないで済むと考えられている（エスピン－アンデルセン 2001）。このため，企業が福利厚生として提供する民間医療保険が重要な役割を果たしてきた。オバマ大統領の医療政策（オバマケア）により，個人に対する民間医療保険への加入義務付けに加え，事業主に対する労働者への民間医療保険提供の義務付け等が行われている。失業保険は，事業主が負担する失業税によって運営される。老齢・遺族・傷害年金保険（OASDI）の財源は社会保障税であり，被用者の場合，労使折半となる。これらの負担は，給与税（payroll tax）とされている。連邦政府による社会保険の運営については違憲と判断される可能性があったため，外形的に税方式にしたものであり（藤田 2000），実質的には社会保険料である。なお，アメリカでは，半分近くの事業所が企業年金を実施している。

2　事業主負担の国際的動向

図 3 は，欧州諸国及び日本の社会保障財源の構成比を見たものである。公費の割合が小さい国，逆に言えば，社会保険料（被保険者負担，事業主負担）の割合が大きい国の順に並べてある。これまで見てきたとおり，公費の割合，被保険者負担と事業主負担の割合は，その国の福祉レジームや社会保障制度の財政方式により異なる。この図からは，公費の割合が大きくなると，被保険者負担の割合は小さくなるものの，事業主負担の割合はそれほど変わらないことが見て取れる。各国とも，事業主には社会保障に対する一定の負担を求めていることが伺える。

他方，事業主負担が大きい国では，国際競争力への配慮や雇用確保の観点から事業主負担を縮小し，国庫負担や被保険者負担に切り替えるための改革が行われてきた。例えば，ドイツでは，1990 年以降，保険料から税にシフトする傾向が見られるようになり，事業主負担の維持・軽減が重要な政策目標とされてきた（松本 2012）。2003 年に出産手当金等に対する公費の投入や傷病手当金の被保険者負担化が行われ，2007 年には疾病金庫間での競争と財政調整（リスク構造調整）の仕組みが導入された。ドイツの社会保険料は欧州で最も

図 3　社会保障財源の構成比（2022 年）

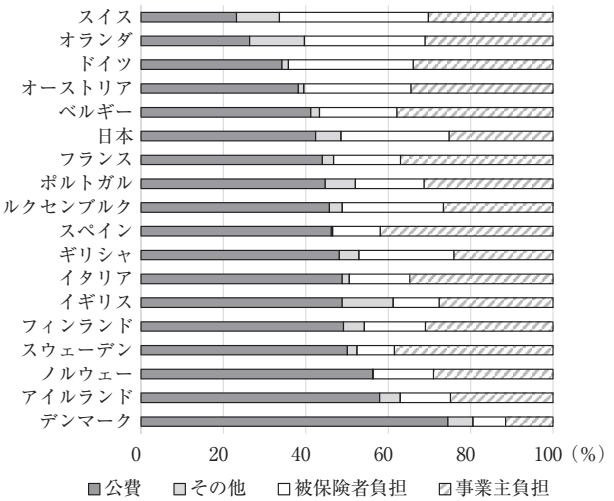

注：被保険者負担は自営業者等の負担分を含む。
出所：Eurostat 及び国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」により筆者作成。

高く，事業主負担抑制の必要性は与野党問わず共通認識となっており，これが制度改革を促す最大の要因であった（島崎 2011）。フランスでも，事業主負担が被用者負担に比べ格段に重く，雇用確保の観点から，その軽減が強く求められてきた。事業主負担は，戦後一貫して減少傾向にあり，1980 年代以降，その傾向は顕著である（松本 2003）。1990 年代には，失業の長期化に伴い保険料拠出を要件としない給付が増加したことから，その部分は職域連帯でなく，国民連帯で負担されるべきとの議論が強くなった（樋口 2014）。このため，社会保険料を租税に置き換える租税代替化が進められ，社会保障目的税である一般社会税（CSG）が導入された。CSG は賃金だけでなく全ての個人所得に課され，家族手当，医療保険等における無拠出給付に充当される。その後も，低賃金労働者等の事業主負担分を軽減し，その減収分を国庫負担が肩代わりする措置が拡大されていった（柴田 2017）。しかし，公費拡大は制度の国家管理を必然化し，労使の自主管理は後退することになった（樋口 2014）。オランダでは，被用者保険（健康保険，失業保険等）の財源は事業主負担のみであるが，全国民を対象とする国民保険（老齢年金等）では，1990 年に事業主負担を廃止して被用者負担とし，その分を賃金に上乗せする改革が行われた（島村 2014）。

図 4 は，欧州諸国における 2011 年から 2022 年までの間の公費と社会保険料負担の変化を見たものである。概して被保険者負担の変化は小さいが，多くの国で事業主負担が減少している。社会保険料負担が大きい保守主義・家族主義では公費の増加が顕著であり，これらの国では事業主負担等の増加を避けるため公費を活用した可能性がある。なお，この図は，2010 年以降の政府債務危機時のデータを含んでおり，公費削減のための大規模な制度改革が行われたアイルランド等では公費が大きく減少している。

3　国際的に見た日本の特徴

エスピン－アンデルセン（2001）は，日本を保守主義と自由主義の要素を持つ国と位置づけるとともに，家族主義の強さも指摘した。長期雇用が保障され，職域により分立した社会保険に加入する男性の正規労働者が家族的責任を果たす配偶者や子どもの生活を支えるという点で，保守主義的・家族主義的であった。また，1980 年代までは企業単位の福利厚生が大きな役割を果たしており，アメリカと似た側面を持ち，自由主義的でもあった。それらの組み合わせが従来の日本の福祉レジームである。

日本の社会保険制度は，先行した企業福祉と両立する形で発展し，日本独自の公私混合体が生ま

図 4　近年の公費と事業主負担の変化（GDP 比）

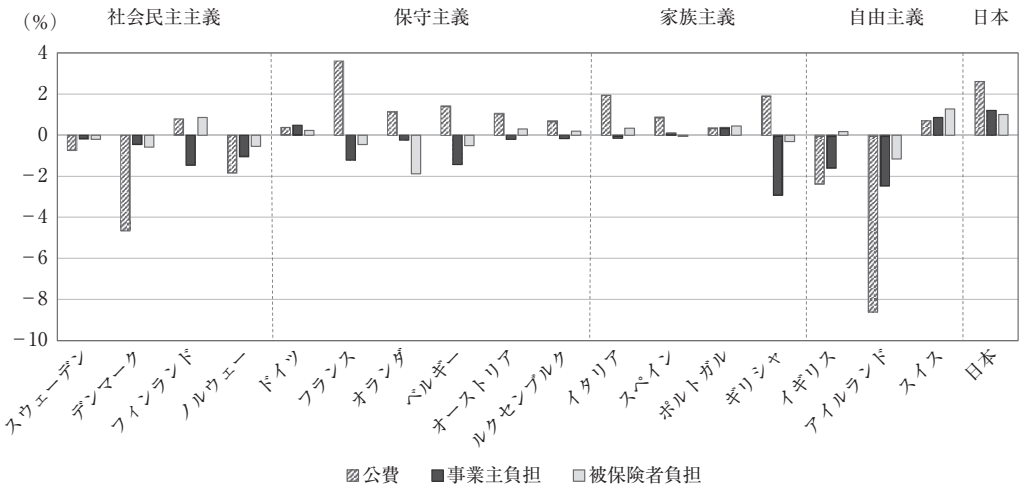

注：2011 年から 2022 年（イギリスは 2018 年）までの増減。
出所：Eurostat 及び国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」により筆者作成。

れた（新川 2011b）。日本型福祉社会論により保守主義・家族主義と自由主義の融合が図られる中，企業福祉と社会保険を一体化させた厚生年金基金や健康保険組合は日本的雇用慣行を強化する役割を果たしてきた。しかし，バブル崩壊後，日本的雇用慣行は衰退し，住宅融資，生活援護等の福利厚生は縮小した。厚生年金基金は事実上廃止され，企業が社会保険の実施主体となっているのは，現在，健康保険組合のみである。他方，持ち運び可能な確定拠出年金等の企業年金制度が整備され，加入者数は増加しつつある。社会保険については，財政的観点から給付の抑制が行われる一方，財源調達の仕組みとして利用されてきた。しかし，人口構成や産業構造の変化により職域ごとの制度を維持することが難しくなったため，年金制度の一元化や医療保険制度間での財政調整が行われ，コーポラティズム的要素は弱まっている。企業福祉と密接な関係にあった家族福祉については，家族規模の縮小や女性の社会進出により機能が低下したため，介護・子育て支援の拡充による脱家族化が進められているが，家族主義的な規範意識が強く，財政的制約もあるため，その変化のスピードは緩やかである。

社会保障の財源に目を向けると，日本の社会保障給付は高齢化により先進国の中でも高い水準にあるが，増税を避けてきたため，租税負担率は低い（表1参照）。他方，障害福祉は税方式であるものの，介護保険で高齢者介護を幅広く提供するなど，先進国の中では，ドイツと並んで社会保険がカバーする範囲が最も広いこと等から，社会保険料負担は保守主義・家族主義並みに大きい。ただし，ドイツと同様，労使折半が徹底されており，他国と比較すると，被保険者負担が大きく，事業主負担は小さい。図4を見ると，他国と異なり，2011年以降，公費，事業主負担，被保険者負担ともに増加している。日本では，基礎年金，後期高齢者医療及び介護保険の公費負担割合が2分の1とされ，労使の負担割合も折半で固定されているため，高齢化に伴う給付増に比例して3つの負担は自動的に増加することになる。

以上のとおり，日本の福祉レジームには4つの類型のさまざまな要素が混在しており，保守主義・家族主義的な要素は弱まりつつあるものの，明確な方向性は見出せない状況にある。福利厚生は縮小し，その中心は家族主義との関連が強いもの（住宅融資等）から自由主義的なもの（確定拠出年金等）に変化してきた。社会保険制度については，保守主義的な社会的階層化の機能は弱まり，家族主義的要素も縮小する一方，保守主義諸国以上にその仕組みが活用されるようになった。そして，高齢化の進行に伴い，既存の福祉レジームのあり方を超えて，社会保障財源の担い手としての企業の役割が増大しつつある。

Ⅳ　事業主負担の展望

それでは，日本における事業主負担は，今後，どのように変化していくであろうか。

まず，事業主負担の前提となる社会保険制度については，政権交代により見直されることはあるが，財政破綻の危機に直面しない限り，給付の大幅な削減や財政方式の見直しといった制度の根幹に関わる改革が行われることは稀である。制度は一旦成立すれば，多数の利害関係者を生み出し，その改正には多大なコストがかかるため，経路依存性を示すようになる（Pierson 2001）。特に社会保険は受給者数が多く，その運営に労使代表が参画するため，拒否点（改革に抵抗する勢力が拒否権を発動する機会）が多数あり，制度の根本的な改革は容易ではない（伊藤 2015）。このため，社会保険制度は，経済社会の変化により持続困難と判断されるまでは，微修正を繰り返しながら生き延びることになる。例えば，現行の社会保険制度は，男性稼ぎ手・女性専業主婦モデルを前提として設計されている。第3号被保険者制度は，家庭における家事・育児を評価し，このモデルを支えるための仕組みである。しかし，制度の背景にある企業福祉や家族福祉は既に衰退しており，今ではこのような仕組みは経済社会の変化を阻害していると考えられるが，制度の支持者は多く，改革は進んでいない。

社会保険制度の財源としては，基本的には，事業主負担，被保険者負担と公費の3つであり，これらの組み合わせ，すなわち労使の負担割合と公

費投入の割合をどうするかは，政策判断の問題である。例えば，企業福祉と社会保険の融合としての性格を持つ健康保険組合では労使による自主管理が行われているが，公費は投入されていない。関係者が労使自治にこだわらなければ，労使の負担割合や公費の投入についてはさまざまな選択肢がありうる。欧州の例で見たとおり，労使折半が唯一の原則ではない。ただし，日本の被保険者負担の割合は，他国と比べてもかなり大きいので，これを増やすという選択はないであろう。他の制度においても同様と考えられる。

従来，企業の公租公課のうち経済界が問題視してきたのは，法人税率の高さであった。法人税率は1980年代以降，大幅に引き下げられてきたが，先進国の中ではまだ高い水準にある。他方，事業主負担は増加を続けているものの，課税所得から控除されることもあり，高すぎるという議論は聞こえて来ない。欧州では事業主負担の抑制に対する関心が高いが，社会保障給付の削減による負担抑制は容易でないため，公費拡大により対応してきた。日本でも給付削減は容易でないが，厳しい財政状況の下では公費の拡大も簡単ではない。経済界は，現役世代・企業の社会保険料に依存し続けては成長と分配の好循環の足かせになるとして，さまざまな税との組み合わせを検討すべきと主張している（日本経済団体連合会 2023）。そのためには増税が必要となるが，消費税が社会保障目的税化されているにもかかわらず，その引上げには与野党とも議論すら拒否する傾向がある。

他方，社会保険料は特定財源であり，制度の目的にのみ使用されることから，増税に比べ，引上げに対する抵抗は小さいと考えられてきた。行政措置であった介護が社会保険に転換されたのもそのような理由による。このため，国は社会保障拡充の財源が必要な場合，実質的には税であっても，可能な限り社会保険料を装って徴収しようとする。この結果，給付・反対給付の関係がないにもかかわらず，保険料と称する負担が増えてきた。少子化対策に充てられる子ども・子育て支援金も，2026年度から医療保険の保険料として徴収される予定である。そして，労使折半原則も適用されるため，事業主負担は増えることになる。

なお，島崎（2009）は，健康保険の事業主負担の法的性格は，健康保険事業における事業主の責任を明確化するため，事業主に義務付けられた特別な負担であり，わざわざ福利厚生費であるという必要はないとする。子ども・子育て支援金であればなおさら，福利厚生費と呼ぶのはふさわしくないだろう。企業が子ども・子育て支援金を納付したからといって，その労働者に対する給付があるわけではなく，実質的には税にほかならないため，単に企業に対する負担の義務付けと考えた方が素直である。

それでは，今後，日本における事業主負担の水準はどうなるであろうか。政府の将来推計によれば，社会保障給付費は今後も増加を続け，それに伴い事業主負担も増加していくと見込まれる。日本の社会保険のカバー範囲は広く，保険料類似の負担も増えている。また，厚生年金と健康保険の適用拡大が進めば，事業主負担は増加する。被用者保険の適用拡大は低所得労働者が対象となるため，労使折半を超えた負担を求められる可能性もある。日本の事業主負担は，平均的には，社会民主主義・自由主義よりは大きいが，保守主義・家族主義よりも小さく，国際的に見て特に高いわけではない。増税が政治的に困難であり，被保険者負担の増加も反発を招きかねない中では，事業主負担は財政当局にとって貴重な財源調達手段となりうる。事業主負担は，労働者のための福利厚生から企業に対する負担の義務付けへと変質してきたと考えられ，福祉レジームの変化というより，社会保障のための財源確保の必要に応じ，増加していくことが予想される。

Ⅴ　おわりに

本稿では，福祉レジーム論の枠組みの下，諸外国の動向を踏まえ，日本の社会保障制度における企業の役割とその変化の方向を検討し，事業主負担の将来を展望した。この結果，日本の福祉レジームや社会保障制度には，他の国にはない特徴が見られた。第一に，日本の福祉レジームは4つの類型の混合物であり，その変化の方向性は定まっていないが，福祉を提供する主体としての企

業の役割は弱まっている。第二に，先進国の中で社会保険を最も活用しているため，社会保険料負担は大きい。第三に，他国と異なり，保険料は労使折半が徹底されてきたため，社会保険中心の国の中では事業主負担は小さい。第四に，急速な少子高齢化に対応するため，より多くの財源が必要とされている。このような中で，企業の役割は企業福祉から事業主負担の担い手に変化し，事業主負担の性格も福利厚生費の一部というより国による負担の義務付けに変化してきた。そして，社会保障財源を確保する手段としては，増税が政治的に難しいことから，社会保険料が多用される傾向が見られ，特に財源の負担者としての企業に対する期待はますます高まるのではないかと予想される。

参考文献

伊藤善典（2015）「欧州政府債務危機と社会支出の削減――何が削られたのか」『社会政策』7 巻 1 号，p. 161–174.

G・エスピン－アンデルセン／渡辺雅男・渡辺景子訳（2000）『ポスト工業経済の社会的基礎――市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店.

――／岡澤憲芙・宮本太郎監訳（2001）『福祉資本主義の三つの世界――比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房.

岡伸一（1999）「第 9 章　失業保険と雇用政策」藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 6 フランス』東京大学出版会.

柴田洋二郎（2017）「フランスの医療保険財源の租税化」『JRI レビュー』Vol. 9，No. 48.

島崎謙治（2009）「第 6 章　健康保険の事業主負担の性格・規範性とそのあり方」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の制度分析』東京大学出版会.

――（2011）『日本の医療――制度と政策』東京大学出版会.

島村玲雄（2014）「オランダにおける所得税と社会保険料の統合の意義について――1990 年改革を中心に」『財政研究』第 10 巻，pp. 163–180.

新川利光（2011a）「序章　福祉国家変容の比較枠組」新川利光編『福祉レジームの収斂と分岐――脱商品化と脱家族化の多様性』ミネルヴァ書房.

――（2011b）「日本型家族主義変容の政治学」新川利光編『福祉レジームの収斂と分岐――脱商品化と脱家族化の多様性』終章，ミネルヴァ書房.

台豊（2007）「健康保険料事業主負担の転嫁に関する規範的考察」『法政理論』第 39 巻第 3 号，pp. 60–102.

西村万里子（1990）「日本最初の健康保険法（1922 年）の成立と社会政策――救済事業から社会政策への転換」『三田学会雑誌』Vol. 83，特別号，pp. 138–154.

日本経済団体連合会（2023）「中長期視点での全世代型社会保障の議論を求める」.

能塚正義（1994）「福利厚生の企業福祉への展開と労働者生活」『經濟學論叢』45 巻 3 号，pp. 247–277.

樋口均（2014）「第 4 章　ディリジスムからの脱却――フランス」持田直樹・今井勝人編著『ソブリン危機と福祉国家財政』東京大学出版会.

藤井良治（1999）「第 1 章　総論――フランスの社会保障体系」藤井良治・塩野谷祐一編著『先進諸国の社会保障 6 フランス』東京大学出版会.

藤田伍一（2000）「第 1 章　総論――アメリカ社会保障の枠組み」藤田伍一・塩野谷祐一編著『先進諸国の社会保障 7 アメリカ』東京大学出版会.

堀勝洋（1994）『社会保障法総論』東京大学出版会.

松本勝明（2012）「ドイツにおける社会保障財源の見直し」『海外社会保障研究』No. 179，pp. 4–16.

松本由美（2003）「フランスの社会保障制度における事業主の役割に関する歴史的考察」『産業経営』34 巻，pp. 109–125.

柳屋孝安（2008）「ドイツにおける企業内福利厚生の法的類型と実態」『法と政治』59 巻 3 号，pp. 1–52.

湯元健治・佐藤吉宗（2010）『スウェーデン・パラドックス――高福祉，高競争力経済の真実』日本経済新聞出版社.

Ferrera, Maurizio（1996）“The ‘Southern Model’ of Welfare in Social Europe,” *Journal of European Social Policy*, Vol. 6, No. 1, pp. 17–37.

Pierson, Paul（2001）“Coping with Permanent Austerity: Welfare State Restructuring in Affluent Democracies,” in P. Pierson（ed.）*The New Politics of the Welfare State*, Oxford University Press, pp. 410–456.

いとう・よしのり　埼玉県立大学名誉教授。最近の主な論文に「欧州の福祉国家はどこに向かっているのか――社会支出面からの分析」『社会政策』12 巻 3 号，pp. 117–129（2021 年）など。社会政策・社会保障専攻。